（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に終了する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に終了する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

省令

○総務省令第十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

五、〇一三人	を	四、九六二人
一六八人		一六九人
五、一八一人		五、一三一人

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十六年九月三十日までの間	五、〇三〇人

○法務省令第四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

法務大臣　谷垣　禎一

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	五〇、八六二人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、七九六人は、検察庁の職員の定員とする。
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、五三四人	
合計	五二、四〇〇人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	平成二十六年九月三十日までの間	五〇、九二六人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十六年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五〇、八七六人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。

○文部科学省令第十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、八五七人」を「一、八五九人」に改め、同表文化庁の項中「二三五人」を「二三四人」に改め、同表合計の項中「二、〇九二人」を「二、〇九三人」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十六年九月三十日までの間においては、一、八八六人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

○厚生労働省令第二十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三一、七三六人」を「三一、五四八人」に改め、同表合計の項中「三一、八四八人」を「三一、六六〇人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十六年九月三十日までの間においては、三一、五二八人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

○経済産業省令第十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充